

裏面白紙

535

証券取引委員会の委員長の互選等に関する政令を改正する政令を  
ててに公布する。

御名御々

昭和二十三年 月 日

内閣総理大臣 菅田

均

政令第 号

証券取引委員会の委員長の互選等に関する政令を改正する政令  
内閣は、証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）に基き、ここ  
に証券取引委員会の委員長の互選等に関する政令（昭和二十三年政令  
第百三号）を改正する政令を制定する。

証券取引委員会の委員長及び委員の報酬に関する政令  
第一條 証券取引委員会の委員長には月額一万九千円、委員には月額  
一万七千円の俸給を給する。

第二條 証券取引委員会の委員長及び委員の俸給その他の報酬に関する  
ことは、前條に定めるものを除く外、内閣総理大臣等の俸給等に関する  
法律（昭和二十三年法律第五十五号）の規定の例による。

附 則

この政令は、公布の日からこれを施行する。

大藏大臣　北村　徳太郎  
内閣總理大臣　岸　田  
均

裏面白紙

理由

証券取引委員会の委員長及び委員の報酬に関しては、その職務の特殊性に顧み、且つ、一般政府職員の給與との均衡をも考慮して所要の改善をなす必要があるからである。